

第6次

高原町総合計画

令和4年～令和15年

概要版

みんなでつなぐ「神武の里」

水とみどりと神話が輝く 健幸なまち

宮崎県高原町

総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町は、平成23年度に策定した第5次総合計画により、様々な施策を展開してきました。

この間、地方自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化による人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など、町民の安全・安心な暮らしの確保等の様々な課題への対応が求められています。

こうしたことから、戦略的な視点をもってまちづくりを行えるよう、今後12年間の本町の指針を定め、自然との共生・住民参加と協働によるまちづくりに取り組み、町勢のさらなる発展を日指すものです。

2 計画の役割

この総合計画は、町が抱える課題や町民のニーズを的確に捉えるとともに、社会変化の大きな流れを予測し、計画策定の前提条件（人口推計や分野別統計調査など）や国・県の関連計画及び町の各種計画を整理したうえで計画するものであり、住民と行政、企業と民間団体等が連携し、協働し自らの役割をしっかりと果たしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための総合的指針となるものです。

3 計画の構成・期間

計画期間は、令和4年度からとし、総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成します。

基本構想

町の最上位計画として、町の将来像を描き、その実現に向かって町民と町が計画的にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

計画期間は令和4年度から令和15年度までの12年間とします。

基本計画

基本構想を実現するための分野別施策の方向性を明記したものです。

計画期間は前期4年（令和4年度～令和7年度）、中期4年（令和8年度～令和11年度）、後期4年（令和12年度～令和15年度）とします。

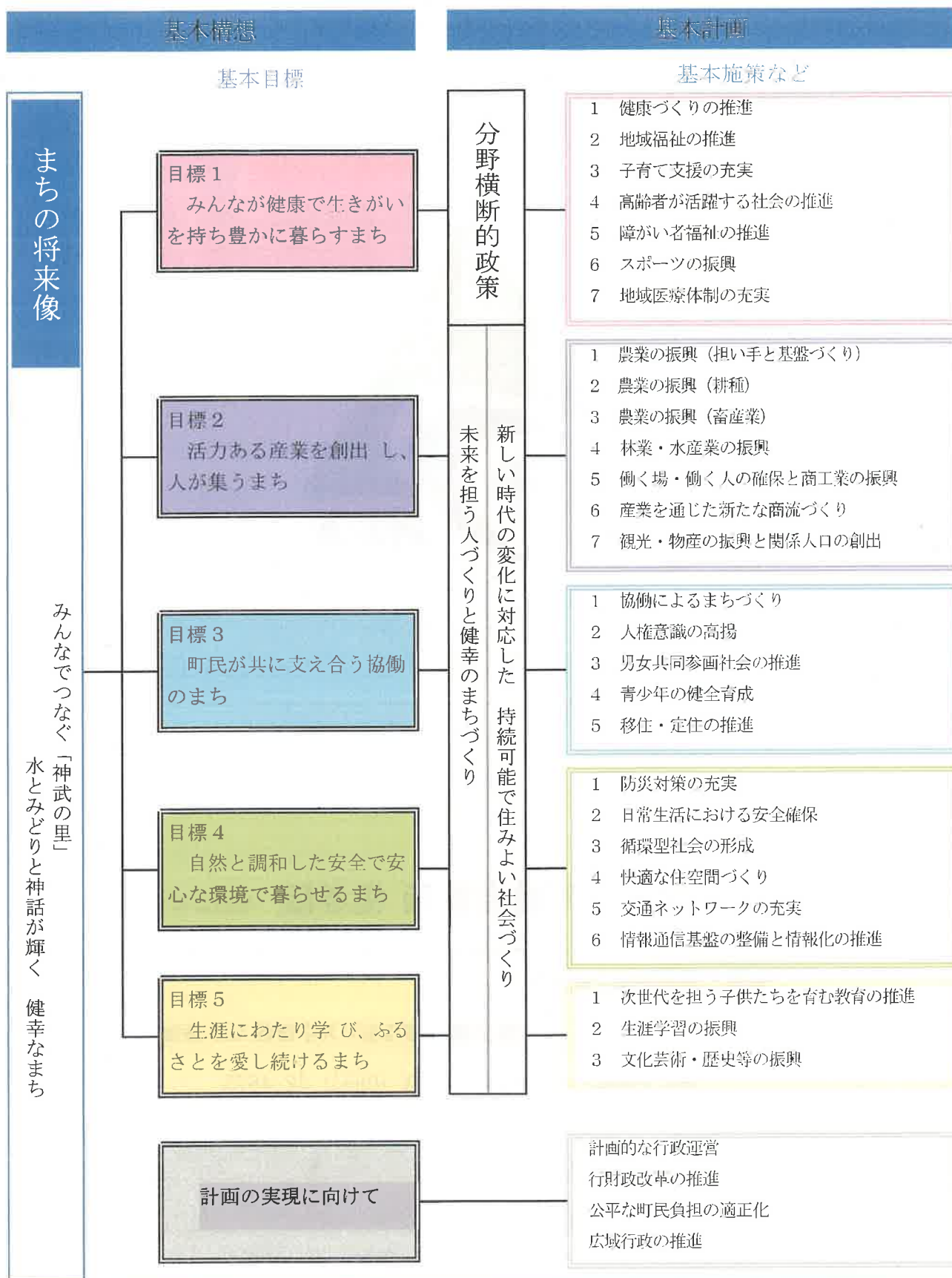
実施計画

基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したものです。計画期間は、社会経済情勢や財政状況の変化・町民のニーズへの対応を考慮して毎年度見直しを行うローリング方式を採用します。

図表1-1 計画の構想・期間



計画の体系





第6次高原町総合計画 概要版 (令和4年3月)

編集：高原町総合政策課

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

TEL (0984) 42-2115 FAX (0984) 42-4623
